

日本福祉心理学会 若手会員学会発表奨励金制度取扱要項

令和 7年 9月 7日 研究・研修推進委員会

1. 制度の目的

本制度は、本学会に所属する若手会員研究活動を促進するため、35歳未満の正会員の学会発表にかかる旅費等の一部を支援することを目的とするものである。

2. 支給対象者

35歳未満の正会員のうち、日本福祉心理学会の年次大会で研究発表をする者（筆頭発表者に限る）で、申請に基づいて採用された者。なお、本奨励金の採用上限回数は2回とする。

3. 支給金額

5万円/回

4. 申請手続き

（1）申請時期

当該年度の発表に関わる申請は、研究・研修推進委員会が定める所定の期日までに行うものとする。

（2）申請先

学会発表奨励金申請書（学会ホームページから様式をダウンロードすること）を研究・研修推進委員会で提出すること（提出先は学会ホームページを参照のこと）。

（3）申請の要件

申請は、当該年度の発表予定に基づいて行うため、所定の期日までに研究発表申し込みを行い、その申し込みと並行して申請を行うこと。

なお、申請に際して、申請者が大学院生の場合は所属大学の研究指導教員の承諾を得ること。既修了者については、所属していた大学・大学院の研究指導教員、もしくは本学会の他の正会員の推薦を得ることが望ましい。

5. 支給対象者の選考及び決定

申請者の中から予算額を上限とし、以下の優先順位を原則として研究・研修推進委員会が設置する選考委員会で選考を行い、支給対象者（4名程度）を決定する。

- ①正会員としての期間が長い者。
- ②本助成を受けた回数が少ない者。
- ③年齢が低い者。
- ④当該次大会開催地から遠方の大学等に所属する者、居住する者。ただし、その基準は研究・研修推進委員会が設置する選考委員会でその年ごとに定める。
- ⑤同等の条件の申請者がいた場合には抽選とする。

6. 学会発表後の報告

以下のものを、学会発表終了後1か月以内に研究・研修推進委員会に提出すること。

- ① 学会発表報告書（学会ホームページから様式をダウンロードすること）
- ② 奨励金の口座振込申出書（学会ホームページから様式をダウンロードすること）

なお、学会発表報告書については本学会の機関誌『福祉心理学研究』に掲載する。上記報告期限を過ぎたものについては、研究・研修推進委員会が設置する選考委員会の決定により、奨励金を支給しない場合がある。

7. 支給時期

前項の報告を行った後、所定の手続きを経て支給する。

8. その他

（1）中止

学会発表を中止した場合、あるいは発表したが所定の報告を期限までに提出しなかった場合は、支給しない。

（2）助成後

支給対象者は、当該大会時に開催される総会にて壇上にて会員に紹介する（総会に参加すること）。助成後は少なくとも5年間は本学会員として活動することが望ましい。

（3）その他

この要項に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は、研究・研修推進委員会で定めるものとする。

附 則（令和 7年 9月 7日常任理事会（メール審議）にて承認）

この要項は、令和 7年 9月 7日から適用する。